

令和3年7月2日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和3年7月9日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年6月15日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年6月17日（木）

3 請求する行政文書の名称等

公判請求予定証拠の贋写に際し、インターネットに直接持続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影はしてはならないという取扱いの法的根拠が分かる文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では保有しておりません。

このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。